

春の叙勲と褒章

# 筑西市から8人が栄誉

2005年春の叙勲と褒章が発表されました。叙勲では瑞宝双光章に4人、瑞宝単光章に1人が受章されました。褒章では紫綬褒章に1人、藍綬褒章に2人が受章されました。

瑞宝双光章

## 〈叙勲〉



元 下館病院看護婦  
川田リキさん(西方・82歳)

昭和35年から平成11年までの39年間、地域の医療に貢献されました。旧海軍省の軍属として配属(1年5か月)され、終戦後、当病院に初代婦長として勤務。「上司の理解と仲間の励ましがあったから」。



元 下館市消防団長  
石塚元一さん(中館・77歳)

昭和26年から平成9年の46年間、消防団員として災害現場の第一線で活躍されました。「昭和45年の旧下館市街地の大火と昭和61年の台風10号の大洪水では、被害の拡大防止に努めた」。



瑞宝単光章

元 大谷川水位観測員  
塚越桃子さん(子思儀・80歳)

昭和46年から平成15年までの32年間、朝と夕方6時の2回、毎日欠かさず地下水位の観測を続けられました。「ただただ有り難いと喜んでます。私一人でなく、家族の支えがあったから続けられた」。



元 茨城県警部補  
阿久津榮さん(小林・77歳)

危険業務従事者叙勲を受賞。昭和20年から定年までの42年間、地域の安全を守ってこられました。「警察官になったのは終戦直後の混乱期で、食糧難でのやみ米の経済取締りは特につらかった」。



瑞宝双光章

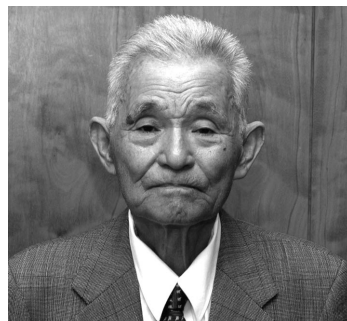
保護司  
武井希介さん(金井町・75歳)

昭和47年から現在までの33年間、保護司として更生保護に尽力され、その功績が認められました。「年月を重ねただけです。」と謙虚。「これからも明るい地域社会の実現に貢献したい」。



筑西市議会議員  
渡邊千代子さん(外塚・51歳)

昭和54年に旧下館市議会史上最年少の25歳で初当選。7期25年にわたり市の発展に貢献されました。平成9年から1年有余は、初めての女性議長として議会の円滑な運営に尽力されました。



元 関城町選挙管理委員長  
菊地義夫さん(関本・80歳)

昭和49年から平成17年までの30年数ヶ月(昭和57年から委員長)として明るい選挙の推進に貢献されました。投票率低下に歯止めをかけるため、選挙の重要性と一票の大切さを訴え続けられました。

藍綬褒章



紫綬褒章

日立化成工業  
塚越功さん(下川島・59歳)

回路基盤を接着する従来の半田付けに替わる超極薄フィルムの開発に成功。携帯電話や液晶モニターの普及に貢献されました。「受章はみんなの協力があってから。後輩の励みになれば嬉しい」。

## 〈褒章〉

## 市政メモ

### シビックコア地区・下館地方合同庁舎工事着手式



5月17日、市内に分散している国の出先機関を、アルテリオ東側区域に集約・整備する下館地方合同庁舎の工事着手式を開催。あわせて、旧下館市内の小・中・高校生が描いたシビックコアデザイン画を展示するフェンスギャラリーの除幕式を行いました。

### 関城幼稚園の園児たちがお年寄りと交流



5月18日、市立関城幼稚園の園児59人が、通所リハビリステーション・ハート(玉戸)を訪れました。玉入れゲームや花の贈呈などを行い、デイサービスを利用するお年寄りたちと楽しい交流の時間を過ごしました。

### 筑西市自治会連合会設立総会を開催



5月19日、市民会館で、市自治会連合会設立総会を開催。会長に関城支部長の中川郁夫さん、副会長3人に下館支部長の井狩浩一さん、明野支部長の坪松亨さん、協和支部長の袖山信勝さんなど各役員を承認し、規約や平成17年度事業計画、同予算を決定しました。

## 国民年金保険料 免除制度 をご利用ください。

7月1日から受付開始

国民年金保険料を未納のままにしておくと、いざという時に年金が受けられなくなってしまいます。あなたの年金を守るために、保険料の免除制度をご利用ください。7月1日から、本庁保険年金課及び各支所市民課で受け付けます。

■問い合わせ 市保険年金課年金係 内線237

### 保険料免除制度

- ①法定免除……届け出ると保険料の納付が免除になります。  
▶対象 = ①障害年金の受給権がある人(障害等級3級は除く)  
②生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②申請免除……市保険年金課に申請し、社会保険事務所で承認されると、保険料の全額または半額が免除になります。  
▶対象 = ①16年の所得(収入)が一定額以下の人  
②障害者または寡婦で、16年の所得が125万円以下の人  
③生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人  
④失業、倒産、天災などにあった人  
▶免除となる期間 = 平成17年7月から18年6月まで(申請が遅れても7月までさかのぼって免除を受けられます)  
\* 免除を受ける人は毎年申請が必要です。

### 免除となる所得(収入)のめやす

世帯員数	全額免除	半額免除
4人(夫婦、子2人) (子の1人は16歳以上23歳未満)	162万円 (258万円)	282万円 (420万円)
2人(夫婦のみ)	92万円 (157万円)	195万円 (304万円)
単身	57万円 (122万円)	141万円 (227万円)

### 20歳代の人 の保険料納付猶予制度 新制度

平成17年4月から、20歳代の人(とその配偶者)の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料を後払いにできる制度が始まりました。

- ▶猶予となる期間 = 平成17年7月から18年6月まで(ただし、制度がスタートする17年度は4月から承認を受けられます)
- ▶所得のめやす = 単身の場合57万円

### 学生の保険料納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないので、本人の所得が一定額以下の場合は、在学期間中の保険料を後で納めることができる特例制度があります。

- ▶対象 = 大学(大学院)、短大、高等学校、専門学校、専修学校などに在学する昼間、夜間、定時制、通信制課程の学生
- ▶特例を受ける期間 = 平成17年4月から18年3月まで(申請が遅れても4月までさかのぼって特例を受けられます)
- ▶所得のめやす = 扶養親族がない学生の場合141万円